

# 株 式 取 扱 規 程

株式会社ジーク

# 株式取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、定款の定めに基づきこの規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下、「証券会社等」という。）の定めるところによる。
2. 当社及び当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等は、この規程の定めるところのほか、当該信託銀行の定めるところによる。

### (株主名簿管理人)

- 第2条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

#### (1) 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

#### (2) 同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

### (請求又は届出の方式)

- 第3条 当社の株式に関する事項についての請求又は届出は、当社所定の書式によるものとする。但し、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第18条第1項に定める場合は、この限りではない。
2. 当社の株式に関する事項についての請求又は届出を代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
3. 当社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることがあるものとする。

5. 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

## 第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

2. 当社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。

3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定める他、新株予約権の取り扱いについては別途定めることができる。

## 第3章 諸 届

(住所及び氏名又は名称の届出)

第7条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当社に届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。  
但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)

第8条 株主等であって、日本国内に住所又は居所を有しないものは、日本国内に住所若しくは居所を有する常任代理人を定め、通知を受くべき場所を定めて届け出なければならない。

2. 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。  
但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者)

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。  
但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者の届出)

第10条 株式を共有する株主等は、その代表者1名を定め、その住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。  
但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名又は名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して届け出るものとする。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

2. 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については、第7条から前条までの規定を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

## 第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項における買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。
3. 株主は、買取価格を指定することはできないものとする。

(買取代金の支払い)

第16条 当社は、前条により算出された買取価格から第19条に定める手数料及びこれに係る消費税を控除した金額（以下「買取代金」という。）を当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払うものとする。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。
3. 買取代金の支払いは、買取請求者の請求により指定銀行口座への振込み、ゆうちょ銀行現金払いとする。

(買取株式の権利の移転)

第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続きを完了した日に当社の口座に振り替えられるものとする。

## 第5章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第18条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。但し、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

## 第6章 手数料

(手数料)

第19条 当社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。但し、第14条（買取請求の方法）に基づく株式買取りの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。

2. 第14条（買取請求の方法）に基づき単元未満株式を買取る場合は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として、次の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第15条に定める1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

3. 株主等が証券会社等又は機関に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

## 第7章 雜則

(総株主通知に係る正当な理由)

第20条 振替法第151条第8項に定める正当な理由があるときして、当社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 当社が、法令、有価証券上場規程、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主等に対して通知するため必要があるとき。
- (2) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署もしくは証券取引所に提供するため必要があるとき。
- (3) 当社が、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消その他当社又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 取締役会で定める一定時点における株主の株式保有状況を株主名簿に反映させることが適当であると判断したとき。

(情報提供請求に係る正当な理由)

第 21 条 振替法第 277 条に定める正当な理由があるときして、当社がこの規則に定めるものは次のとおりとする。

- (1) 株主等の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうか確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当社が、法令等に基づき、株主等に関する情報を、公表し、又は官公署もしくは証券取引所に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当社又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 特定の者が株主として請求等をしようとする旨当社が認知したとき。

## 附則

### (施行)

第 22 条 この規程は、平成 3 年 12 月 20 日より施行する。

### (沿革)

平成 3 年 12 月 20 日	本規程を制定施行。
平成 7 年 11 月 24 日	部分改訂。
平成 8 年 4 月 26 日	株式公開と同時に財団法人証券保管振替機構への参加に伴い、関連規程の整備と共に全面改訂。
平成 10 年 2 月 23 日	第 44 回定期株主総会の決議をふまえ、部分改訂。
平成 11 年 3 月 5 日	第 45 回定期株主総会の決議をふまえ、部分改訂。
平成 11 年 10 月 1 日	商法改正附則の一部改正（株式売買委託手数料の自由化）に伴い、部分改訂。
平成 13 年 2 月 26 日	「民法の一部を改正する法律」の施行に伴い、第 5 条、第 19 条を改訂。
平成 13 年 7 月 23 日	第 3 条名義書換代理人を変更し、平成 13 年 10 月 1 日より改訂施行。
平成 14 年 1 月 28 日	「商法等の一部を改正する等の法律」の施行に伴い、第 11 条、第 12 条、第 21 条、第 25 条乃至第 28 条、第 31 条を変更。第 2 条第 2 項を削除。
平成 15 年 3 月 24 日	「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）並びに「商法等の一部を改正する法律」（平成 13 年法律第 128 号）の施行に

伴い、「第八章 新株引受権の付与」及び「第九章 自己株式の取得」を削除し条数を整備。「商法等の一部を改正する法律」(平成 14 年法律第 44 号、施行日平成 15 年 4 月 1 日)に伴い、「第 6 章 株券喪失登録」の新設並びに第 22 条、第 23 条、第 31 条を改正し、条数を整備。名義書換代理人の本店移転並びに定款変更に基づく整備等。

- 平成 16 年 11 月 22 日 ジャスダック証券取引所移行による変更。
- 平成 16 年 12 月 14 日 規定に基づき附則 4 を削除。
- 平成 17 年 8 月 22 日 平成 17 年 10 月 1 日付で、三菱信託銀行と UFJ 信託銀行が合併し、三菱UFJ 信託銀行となることに伴い、第 3 条名義書換代理人を三菱信託銀行から三菱UFJ 信託銀行へ変更。
- 平成 18 年 7 月 27 日 会社法の施行等に基づく改正。
- 平成 19 年 9 月 3 日 単元株式数の変更（1000 株から 100 株）に伴う変更。
- 平成 21 年 1 月 5 日 株券電子化に伴う変更。
- 平成 22 年 4 月 26 日 平成 22 年 4 月 1 日付でジャスダック証券取引所が大阪証券取引所との合併により解散し、大阪証券取引所が存続会社となったこと等による変更。
- 平成 25 年 8 月 23 日 平成 25 年 7 月 16 日付で東京証券取引所と大阪証券取引所が市場統合したことに伴う変更。
- 平成 25 年 10 月 31 日 体裁につき、改定。